

青少年教育施設のあり方を考える懇話会設置要綱

(設置)

第1条 青少年教育施設の運営に対して評価・指導・助言するため、青少年教育施設のあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という）を設置する。

(役割)

第2条 懇話会は、次の事項を所管する。

- (1) 青少年教育施設の事業についての調査・分析・評価
- (2) 青少年教育施設の管理運営のあり方についての指導・助言
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、5名以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課が行う。

付則 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。